

生活衛生関係営業等の営業者の皆さんへ

事業譲渡に関する手続が整備されます

2023年12月13日から、承認の申請・届出のみとなります

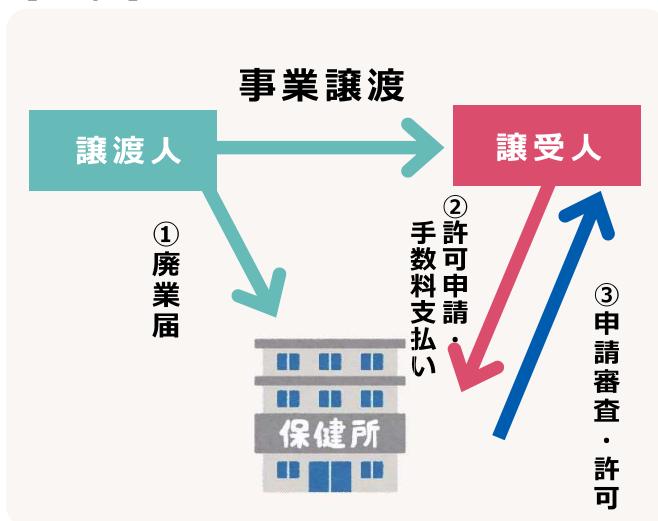
- 1 2023（令和5）年12月13日から、以下の法律における営業を第三者から譲り受ける場合、譲受人は、新たな許可の申請が不要となり、承認の申請または届出で足りることとなります。

対象となる営業（根拠法）

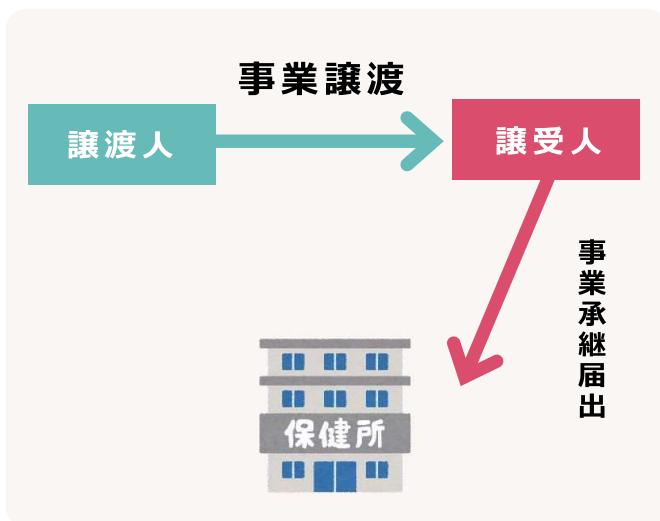
- 旅館業（旅館業法）
- 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法）
- 理容所の営業（理容師法）
- 興行場営業（興行場法）
- 浴場業（公衆浴場法）
- クリーニング業（クリーニング業法）
- 美容所の営業（美容師法）
- 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）

【現状】



【改正後】



※営業の種類によって取扱いが異なります。

- 2 譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、可能な限り都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長、又は特別区長をいいいます。以下同じ）にあらかじめ相談してください。この場合において、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、都道府県知事等に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

その他の留意事項について

- 1 原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。ただし、譲渡の申請または届出の際に、変更の届出を行うことは可能です。
- 2 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は、原則として、承継されます。
- 3 営業の許可または届出がされている事業の一部を譲渡する場合（※）は、今回の改正により措置された事業譲渡に係る規定の対象外です。

（※）例えば、1号棟および2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等
- 4 届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されます。
- 5 仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、各法令に則り、事業譲渡の手続きとは別に、通常の施設の増設等に必要となる都道府県知事等への変更届の提出等を行う必要があります。
なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いとなります。
- 6 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合は、新規の許可または届出、使用前検査および譲渡人が営業を廃止した旨の届出は不要です。
- 7 旅館業の事業譲渡に際して承認の申請を行う場合は、譲渡の効力が発生する前に承認を得る必要がある等、さまざまな留意事項があります。
- 8 諾受人は、営業における衛生管理に関する一義的な責任を有していることから、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準の確保が重要であることを認識ください。
- 9 諾受人は、譲渡人が営業の許可を受け、または届出を行った際（変更があつた場合には変更の届出を行つた際）に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理しておく必要があります。
- 10 事業譲渡の新たな手続きに基づき営業を承継した場合は、営業を承継した者の業務の状況について、その地位が承継された日から起算して6か月を経過するまでの間において、都道府県知事等により、少なくとも1回調査がされることになります。